

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年3月25日（水）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）西 野 太 一 （副委員長）津 田 幸 一
稲 田 清 今 城 雅 子 国 頭 靖 田 村 謙 介
中 田 利 幸 錦 織 陽 子 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長兼農林水産振興局長

【文化観光局】石田局長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍 聴 者

安達議員 岡田議員 徳田議員 土光議員 戸田議員 又野議員 松田議員

森田議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者1人 一般1人

協議事件

- ・先ほどの都市経済委員会における発言の確認について

~~~~~

### 午前11時16分 開会

○西野委員長 都市経済委員会を開会いたします。

先ほどの議案第52号、事業契約の締結についての議決の一部変更についての議題の件  
でして、国頭委員からのがいなロードに関する意見の発言がありました。その発言の中  
です、正確な数字、そういうのを持ち合わせておりませんで私、執行部からその辺の説  
明がいただければ。正確なものかどうかというのをお願いいたします、趣旨を。

伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員長の御指示は、先ほど国頭委員の御質問の中で、私、それが本題では  
ないということで、あえてお答えはしませんでした、かつての、いわゆるがいなロード  
の事業の際にですね、ちょっと、すみません、表現を正確に覚えておりませんので、違っ  
ておれば後で御訂正願えればと思いますが、事業の途中で、—————という  
ような御表現が使われたと思います。というような、そのくだりのことだと思いますが、  
これはその言葉の意味をどう捉えるかによって若干幅があると思いますが、正しい表現で  
は私はないと思います。

これはこの委員会でもかつてですね、その当時、御説明し御承認いただいたとおりでござ  
いますが、がいなロードにつきましては、事業期間中に、事業費の増嵩等もあったこと

もあります。それについては議会にもお認めいただいで的確に対応したところではありますが、最終的に、最終の補正といいたいまいしょうか、増額変更をお願いした際のいきさつというのは、—————増額したのではなくて、これは議会にも御説明したとおりでございます。

事業着手時点において、いわゆる鉄道施設等に関する減耗費、これは経過年数に伴って、いわゆる設備の価値が経年によって下がっていくという部分であります。いわゆる減価償却のことでありますが、この減耗費の負担について、どういうふうな負担割合で事業を進めていくのかということが、事業着手時点では十分整理されないまま事業に着手したと。事業着手を急いだという背景もあったようですが、それが最終段階で、その最終整理をしなければならないという課題が出てまいりまして、最終的に、これは公共の補償基準でも認められている、通常は減耗費というのは、通常の場合は補償対象にしないんですけども、鉄道事業者等公共の事業をやっている者で、経営的に非常に厳しいような状況の場合、まさにローカル鉄道等がこれに該当すると我々は判断したわけではありますが、これについては減耗費を補償対象にすることができるという規定が補償基準の中にございまして、米子市においてはこれを適用して、鉄道施設の減耗費についても補償対象にさせていただきたいと。ローカル鉄道の厳しい状況を踏まえてですね、そのようにさせていただきたいということを議会に御説明し、それをお認めいただいで、その減耗費に係る部分と最終的な事業費の精算部分とで、金額の増加を認めていただいたというのが、私が認識している事実関係でございますので、御説明申し上げます。以上であります。

**○西野委員長** 国頭委員、先ほどの国頭委員の発言は取り消しでよろしいでしょうか。

国頭委員。

**○国頭委員** 当時、私この都市経済の委員長だったんですけど、5年前だったかな、の時のがいなロードの事業の変更のときのちょっとした記憶でですね、発言したんですけども。当局が、そのときの話でいけば、—————

執行部が言われるようにですね、それが違うということであれば、違っていたのかなということで、発言は取り消したいと思います。

**○西野委員長** がいなロードのくだりの部分を全部じゃあ、取り除いて。はい、分かりました。

今城委員。

**○今城委員** 訂正されるかどうかというのは、削除も含めて、国頭委員さんの思いですから、それはそれで思っていますが、今おっしゃった、先ほどの委員会のときにこういう話をしたのかというところの今おっしゃった説明の部分も正確を欠くような部分ではないかなと私はちょっと思っているところがありますので、その部分は、どうされるのかなというののちょっと気になるところですが、そこについてのことはどうされますかね。

私の認識でいうと、別にどちらでもよろしいという感じですので。ただ、こういう工事関係の契約のものっていうのは、事前にきちっと分からなかったものがたくさんあったりとかっていうこともあったりすることは当然工事のものとしてあるんですけど、そういう場合は、事業者、いわゆる受注側が瑕疵がない限りは、両者がきちんと話し合いをした

上で契約の条項がありますからね。約款がありますから、それに基づいてきちんと話し合いをした上で契約をするって、それは再契約であったりとか追加の契約であったりとか工期を延ばしたりとかっていうことは常に行われねばならないことなので、この場合今回のこともですけど、前回のこともですけど、事業者に瑕疵がすごくあってというところになかなかかなりにくい状況だよってということがあっての今日のものだと思っているので、それについてのところは先ほど了したわけですから、それに伴ったところでの国頭委員さんの発言のところの前委員会のところだけなのか、今のところなのかっていうところは確認しなくてもいいのかなというふうに思っただけです。なんか変な言い方です。ごめんなさい。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 関連して。先ほどの委員会、一旦閉会した委員会のところで私が問題だと思ったのは、要はここでの発言、正式な委員会での発言は会議録として残っていくので、議会での公のところの正式なやり取りとして残るものだという前提で、しかも例えば米子アリーナという100億円もかかる大型予算を使うプロジェクトを今のPFIという方式でやっている、そういった現状を鑑みた時に、発言の中で—————というところがありました。それで、私の理解では、先ほどもちょっと訂正される際の発言の中にも少し含まれておりましたが、積算根拠があって必要な予算として議会に提示されて、その部分について議会が了として執行されるという形をとっていますので、言い方が悪いんですけど、つかみ金でこれだけの予算をって形を出して、その中で使っていながら—————というやり方をしていない。

それが前例として、私が委員長のときという発言があったので、前例としてそういうやり方があったと誤解されるような表現の部分はきちっと訂正しておかないと、今後の米子アリーナだとか続く大型プロジェクト、大型じゃなくてもですけども、予算の審査と執行に当たってのところに誤解を生じることになると思っています。債務負担行為のような期間が長期にわたるものの中の上限額を定める場合は、それも必要に応じて額の変更とかやっているんで、行政の仕事としてはそういう—————追加するというようなやり方をしていないという私は理解をしていますので、これは今後のそういった予算審査に影響するということで発言の訂正をすべきではないでしょうかということをお願いした。そのことは伝えておきたいと思います。

○西野委員長 先ほどの委員会のときの国頭委員の発言は削除するということでしたけど、今開かれている委員会の先ほどの国頭委員が5年前の委員長やってたときのという発言があったんですけども、私5年前ちょっと議員じゃなかったんで、ちょっと詳細が分からないんで、その辺執行部のほうも…。難しいですかね。

中田委員。

○中田委員 議事進行でいいですけども。その上で会議録に残ることが前提の上で、発言を訂正されないというんだったら、されなくてもいいです。ただし、私はそういうことは、事実はなかったということは、そういう事実で行われた増額ではなかったということだけは私の発言として明らかにしておきたいし、さっき当局の、副市長の答弁のほうで事実関係は明らかになったので、その上で訂正をしたくないということであれば、無理に訂正を求めるものではありませんが、事実として公のものとして、公的なものとして残るとい

ことだけ、皆さんが認識しておけばいいです。以上です。

○西野委員長 国頭委員、いかがでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 一応、訂正させていただいたんですけど、私の記憶で発言しているところもあるんで、-----  
-----  
-----

[発言する者あり]

○西野委員長 国頭委員、それを含めて、今開かれている委員会の発言を取下げでよろしいでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 中田委員もそうではないと言われますし、そこの辺は訂正したいと思います。だから、当時委員長だったとこの発言も取消しさせていただきたいと思います。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 議事進行。そうすると、訂正するという発言が出たので、そうすればどこの部分を訂正したり削除したりするのは、後は正副委員長と確認の上でされたらいいんじゃないですか。

○西野委員長 国頭委員、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と国頭委員〕

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 30 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野 太 一